

# 令和元年度 第1回遠野テレビ放送番組審議会

日 時 令和元年7月23日（火）  
午後1時30分  
会 場 遠野テレビ 会議室

## - 次 第 -

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 報 告

- (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について
- (2) その他報告事項

### 4 審 議

- (1) 遠野テレビ自主制作番組について（試写）
- (2) その他

### 5 そ の 他

- (1) CSチャンネル再編について
- (2) 消費税改定に伴う使用料等について
- (3) その他

### 6 閉 会

## 遠野テレビ放送番組審議会委員名簿

NO	氏 名	住 所（町名のみ）	備 考
1	オクデラ ケイソウ 奥寺 啓蔵	遠野市青笹町	会長
2	アカサカ チ カ コ 赤坂 千賀子	遠野市大工町	
3	タカヒロ ミスズ 高宏 美鈴	遠野市綾織町	
4	オガサワラ アキラ 小笠原 晃	遠野市小友町	
5	インジキ アキヒロ 石直 亮彦	遠野市附馬牛町	
6	キクチ タキ 菊池 タキ	遠野市松崎町	
7	トメバ カズオ 留場 和夫	遠野市土淵町	
8	ヨシダ ミ ホ コ 吉田 美保子	遠野市青笹町	
9	オギノ タカミ 荻野 高見	遠野市上郷町	
10	ヤエガシ マサノリ 八重樫 正昇	遠野市宮守町（下宮守）	
11	ナカムラ タカコ 中村 孝子	遠野市宮守町（達曾部）	
12	キクチ タカシ 菊池 崇	遠野市宮守町（鱒沢）	副会長

**1 根拠規定：**遠野ケーブルテレビジョン放送施設条例（第 32 条）

**2 任 期：**平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（2 年間）

**3 放送番組審議会の任務：**  
市長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 遠野テレビ番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編集に関する基本計画の制定又は変更
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

**4 審議会への報告義務：**  
次の事項を放送事業者から報告を受ける。

- (1) 審議会が諮問に応じ答申した又は意見を述べた事項に対する措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(参考)

## 放送法

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

## 遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例

### 第8章 審議会

(審議会の設置)

第32条 放送番組の適正を図るため、諮問機関として、放送法第6条第1項の規定に基づき、遠野テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第33条 審議会は、委員5人以上で組織する。

2 委員は、遠野テレビの番組を視聴することができる者のうちから、市長が委嘱する。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

### 3 報 告

#### (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

##### ア 平成31年3月から令和元年7月までの主な番組

###### 3月

2月26日～3月15日	遠野市議会3月定例会 生中継
3月2日放送	第46回保育のつどい
3月16日放送	先人講座「『風の又三郎』の学校を探して～沢里武治と宮沢賢治」
3月17日放送	テレビ広報とおの3月号（～31日まで）
3月23日放送	第36回遠野昔ばなし祭り 前編
3月30日放送	第36回遠野昔ばなし祭り 後編
3月26日放送	市長記者懇談会

###### 4月

4月1日～26日	平成と遠野の歩み～平成元年から平成30年～
4月6日放送	町家で楽しむ女子神楽
4月14日放送	テレビ広報とおの4月号（～30日まで）
4月20日放送	先人秘話「柳田國男が先生と慕った伊能嘉矩」
4月27日放送	三陸コンサート2019inみやもりホール
4月26日放送	市長記者懇談会
4月27日～5月6日	ゴールデンウィーク特別編成
4月31日放送	令和カウントダウン

【短編番組】	月イチリポートアーカイブス #7
	羽ばたけ！金のタマゴ #3
	とおのばえる #1

###### 5月

5月1日放送	令和を祝う「神楽共演会」
5月4日放送	第44回遠野物語ファンタジー 「天人子～まごころの贈り物～」
5月12日放送	テレビ広報とおの5月号（～31日まで）

【短編番組】	月イチリポートアーカイブス #7
	羽ばたけ！金のタマゴ #3
	とおのばえる #2

###### 6月

6月1日放送	遠野さくらまつり
6月5日放送	市長記者懇談会
6月8日放送	遠野郷八幡宮 こども流鏝馬
6月11日～21日	遠野市議会6月定例会 生中継
6月16日放送	テレビ広報とおの6月号（～30日まで）

【短編番組】	月イチリポートアーカイブス #7
	羽ばたけ！金のタマゴ #3
	とおのばえる #3
	遠野遺産にい～ぐ #1

ちゃりナビ # 1

7月

7月6日～  
7月14日放送  
7月20日放送

遠野市中学校総合体育大会 軟式野球  
テレビ広報とおの7月号（～31日まで）  
第44回東北馬力大会 遠野馬の里大会

【短編番組】

月イチリポートアーカイブス # 7  
羽ばたけ！金のタマゴ # 4  
とおのばえる # 4  
遠野遺産にい〜ぐ # 1  
ちゃりナビ # 1

イ 「とおのタイム」 枠内企画

番組名	放送日	企画者	番組内容
川柳に親しむ	毎週 木曜日	遠野川柳会	遠野川柳会会員の作品を紹介
求人情報	毎週 月曜日	ハローワーク遠野	ハローワーク遠野からの求人情報
とおのっこバンザイ	毎月 第4火曜日	遠野市保育協会	園児たちの普段の園生活の様子を紹介
アスト通信	毎週 水曜日	市畜産園芸課	農林業情報
緑峰 TODAY	毎月 第4木曜日	遠野緑峰高校放送委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
遠高 Watching	毎月 第4金曜日	遠野高校報道委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
慶弔情報	毎週 月曜日～金曜日	市市民課	結婚・出生・死亡届に基づく情報提供
月イチリポート	毎月1回	遠野テレビ	「こだわり」を持って頑張る市民・グループを紹介
わらすっこナビ	毎月1回	市子ども政策課	遠野市の子育てに関する情報発信コーナー
羽ばたけ！金のタマゴ	毎月1回	遠野テレビ	市内で活躍する小学生を紹介。
チャタヌーガ・リポート	随時	市生涯学習スポーツ課	遠野市と姉妹都市のアメリカ・チャタヌーガ市に派遣されている伊香学さんから届くチャタヌーガ市内の紹介VTR。
おらほの輝き	随時	市市民協働課	地区センターが地域の話題を撮影から原稿作成までを行い情報を発信。

参考：月イチリポート放送実績（平成31年3月以降放送分）

実施月日	タイトル（内容）	場 所
3月11日（月）	<b>震災特別企画「心を込めた復興への『和』」</b> 【内容】関西の企業による大震災復興の後押しを受け、ニットサンプル品等の制作にあたっている <b>東北クロッシェ</b> の、遠野を拠点に復興支援に取り組んだ活動内容や今後の展開を紹介。	旧上郷中学校
4月27日（金）	<b>楽しさを伝えたい</b> 【内容】油絵から水彩画まで絵画に取り組んでいる <b>大絵画グループ「トオヌップ」</b> を紹介。	遠野町
5月30日（木）	<b>着物にもう一度花を咲かせたい</b> 【内容】絹の裂き織で、コートやベストなどへ新たな命を吹き込む作品づくりをしている <b>佐藤智江さん</b> を紹介。	宮守町鱒沢
6月28日（金）	<b>ベテラン大工 後継者育成に情熱</b> 【内容】遠野職業訓練協会副会長として30年以上にわたり熱く大工の指導に当たってきている <b>金濱繁さん</b> を紹介。	上郷町

参考：羽ばたけ！金のタマゴ放送実績（平成31年3月以降放送分）

実施月日	タイトル（内容）	場 所
3月8日（金）	ヒップホップダンス	土淵町
4月4日（木）	英会話教室	遠野町
5月15日（水）	少年サッカー Mario Vitoria FOOTBALL CLUB	市民運動場 稲荷下運動場
6月14日（金）	ミニバスケットボール M. M. B. スポーツ少年団	宮守町



## ウ 他局制作番組

番組名	放送月	本編	制作局	番組内容
月刊みちのく情報局	毎月	30分	岩手県CATV連絡協議会	加盟局共同制作番組
きっこのアイアンクッキング	毎月	30分	水沢テレビ	南部鉄器を使用した調理器具で、各種料理を紹介
サイエンスチャンネル 科学の遺産と未来	3月	29分	科学技術振興機構	時を超えてもなお、様々な形で現在の先端的研究に活かされている化学の遺産を紹介
サイエンスチャンネル THE MAKING	3月	14分 ※1番組	科学技術振興機構	最新の科学技術と伝統の技によって「モノ」が作り上げられる過程を映像でつづる番組
サイエンスチャンネル 文明のバトンの渡し方	3月	29分	科学技術振興機構	インフラ、交通、文化財など文明の産物がどのように守られ、受け継がれてきたのか？分野ごとに見ていくシリーズ番組
ILC 科学少年団	毎月	10分 15分 ※1番組	東京ケーブルネットワーク	少年が「宙」と「粒」に出会いキーワードとなる「ILC」を追いかけるシリーズ番組
けーぶるにっぽん 「躍動！JAPAN」	毎月	25分	日本ケーブルテレビ連盟	地域を拠点に活動するアスリートや、スポーツを通じて地域を盛り上げ、人と人をつなぐ活動をしている人々を紹介する番組

※「サイエンスチャンネル」は、平成31年3月末で配信終了。4月から自主制作番組の「遠野遺産にい〜ぐ」「とおのぼえる」「ちゃりナビ」を放送中。

(2) その他の報告事項

ア 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況  
該当なし

イ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要  
該当なし

ウ 停波等の事故報告

該当なし（要件：「500世帯以上」に影響する、「2時間以上」に及ぶ放送事故）

※電気通信役務の提供を停止または品質を低下させた事故

（要件：利用者数3万以上 又は 継続時間2時間以上）

発生日時 令和元年6月24日 午前8時7分 ～ 午前10時52分

停止時間 2時間45分間

被害状況 遠野市全域でインターネット使用不能（約3,250世帯）

事故原因 遠野テレビのインターネット上位回線（OCN）の設備にて故障が発生し通信が停止したため。

エ 加入状況

(件)

区 分		(令和元年度) 令和元年6月末 加入数	加入率	(平成30年度) 平成30年6月末 加入数	比 較
テレビ	遠野エリア	7,289	83.2%	7,284	5
	宮守エリア	1,540	99.1%	1,546	△6
	計	8,829	85.6%	8,830	△1
インタ ーネッ ト	遠野エリア	2,963	33.8%	2,888	75
	宮守エリア	552	35.5%	519	33
	計	3,515	34.1%	3,407	108

※インターネットの上位回線を2Gに増速・・・解約抑止及び新規加入の増

◎4K対応型STB加入状況

(台)

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	10	43	20	11	14	103

	4月	5月	6月			合計
令和元年度	14	9	7			30

※総設置台数 133台（令和元年6月末現在）

## 4 審 議

### (1) 遠野テレビ自主制作番組について（放送番組審議会試写番組）

ア タイトル 遠野遺産にい〜ぐ#1（約10分）  
※「遠野遺産に行く」を遠野弁にしてもじった番組名

この番組は、  
・平成30年度第2回放送番組審議会でも委員から遠野の自然、四季などを放送して欲しいとの意見があったこと。  
・これまで活用していた、「サイエンスチャンネル」（P9）が平成31年3月末で配信終了となったこと。  
以上から、15分程度の短編番組として、遠野の季節ごとの地域風景などを自主制作したものです。  
※同様に制作の他番組 「とおのぼえる」「ちゃりナビ」

イ 放送日 令和元年6月8日(日)～放送中  
毎週日曜日～月曜日 午前9時～  
毎週土曜日、日曜日 午後4時～  
毎週月曜日～金曜日 午後8時30分～

ウ 内 容 山谷観音（小友町）

## 【参考】

### 放送番組の編集に関する基本計画（平成 27 年 4 月 1 日改定）

#### 1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきた。この中で、遠野テレビでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- (1) CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して地域社会に貢献することを目指す。
- (2) CATVの持つ地域性を反映させ、住民の参加、協力を積極的に図り特色あるものとする。
- (3) 行政・お天気チャンネル及びコミュニティチャンネルを設け視聴者のニーズに応える。
- (4) デジタル放送への対応を行い、電子番組表及びデータ放送などサービスの向上を行う。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

チャンネルプラン	デジタル放送
行政・お天気チャンネル	10C h
コミュニティチャンネル	11C h

#### 2 自主番組編成プラン

##### (1) コミュニティチャンネル

遠野市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージソフトも調達し、教育・教養番組等も加える。

##### (2) 行政・お天気チャンネル

議会中継、広報、記者懇談会等の行政情報及び気象情報提供チャンネル。

### 3 放送内容一覧と使用周波数（チャンネル）

#### 1 自主放送使用チャンネル

使用周波数 チャンネル		チャンネル名称	備 考
上り	30～36 MHz	テレビ生中継用	
下り	10C h	行政・お天気チャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル10
	11C h	コミュニティチャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル11

#### 2 自主放送の内容

##### (1) デジタル放送

チャンネル	放送番組	主な番組内容	備 考
10C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	議会中継・記者懇談会 広報(市役所) 行政関係番組 お天気 データ放送	VTR中心
11C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	地域ニュース データ放送	VTR中心

## 遠野テレビ放送番組基準（平成 27 年 4 月 1 日改定）

- 1 遠野テレビは、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多樣的など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
  - (1) 的確な地域情報の提供
  - (2) 正確で迅速な放送
  - (3) 健全な娯楽
  - (4) 教育・教養の進展
  - (5) 児童及び青少年に与える影響
  - (6) 節度を守り、真実を伝える影響
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
  - (1) 人権・人格・名誉
    - ア 人命を軽視するような取扱いはしない。
    - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
    - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
  - (2) 人種・民族・国際関係
    - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
    - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
  - (3) 宗教  
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
  - (4) 政治・経済
    - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
    - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
    - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
    - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
  - (5) 家庭と社会
    - ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
    - イ 公安及び公益を乱すような放送はしない。
    - ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
  - (6) 犯罪
    - ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱いはしない。
    - イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感をいだかせないように注意する。

イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。

ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。

エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。

オ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな感を与えないように注意する。

カ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感を与えないように注意する。

(8) 表現

ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。

イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。

ウ 人心に恐怖や不安又は不快な念を起こさせるような表現はしない。

エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

オ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分に配慮する。

(9) 広告

ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感を与えないように注意する。

イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現はしない。

(10) その他

番組及び広告の企画、制作にあたり、本基準に定めのないものについては、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に準拠するものとする。